

公共交通事業維持継続支援事業 (地方創生臨時交付金・事業者支援関係) について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因して経営状況に著しい影響を受ける中、公共交通の基盤である路線バス事業、タクシー事業、駅前駐車場事業の継続に努めてきた事業者に対し、国の地方創生臨時交付金を活用した補助によって、今後の事業継続を図ります。

1 概要

- ・予算計上時期：令和3年12月補正予算
- ・申請受付時期：令和3年12月20日(月)～令和4年1月28日(金) (予定)
- ・充 当 予 算 額：46,303千円(以下①+②+③)
 ※うち、19,654千円(以下①)は当初予算にて計上済みであり、財源充当のみ。

【積算内訳】

路線バス事業者

総運行経費 48,979千円/年－運賃等収入 29,325千円/年＝19,654千円…①

タクシー事業者

タクシー車両 100千円/台×90台＝9,000千円…②

駅前駐車場事業者

固定費(共益費等) 35,298千円/年÷2(半額)＝17,649千円…③

2 主な補助対象要件

- ・令和3年4月1日時点で市内に本社を有し、かつ市税の滞納がない事業者であること。
- ・令和2年4月1日から申請日まで継続して事業を行っており、かつ、今後も継続する意思を有している事業者であること。
- ・平成30年度と令和2年度の売上を比較して3割以上減少している事業者であること。

3 補助金額

路線バス事業者

国県補助を受けていない市内路線バスの運行経費から運賃収入額等を差し引いた金額。

タクシー事業者

中部運輸局又は愛知運輸支局の許可を受け登録する車両のうち、市内の営業所が保有し、かつ実際に稼働している車両1台につき100千円。

駅前駐車場事業者

駐車場を管理するにあたって支出する固定費(売上の増減にかかわらず発生する一定の費用で、賃料、共益費、またはそれに類する費用として市長が認めたもの)の半額。

4 その他

対象と思われる事業者への個別周知とともに、市ホームページでの情報公開を予定。

